

## 令和 8 年度 第 1 回

### 起業・新商品開発・新規分野参入・販路開拓支援事業費補助金募集要領

<b>対 象 者 及 び 要 件</b>	<p>市税等の完納者で、それぞれの種類ごとに次の条件に該当する方が対象です。 ※農林水産業等は対象になりません。(詳しくはお問い合わせください)</p> <p><b>◆起業支援事業費補助金</b></p> <p>○対象者 令和 8 年 4 月 1 日現在、事業を行っていない方、または事業開始から 1 年未満の方で、次のいずれかの条件に該当すること。</p> <p>① 能代市民の方(事業開始時に能代市内に転入する予定の方も可)</p> <p>② 能代市内に令和 9 年 3 月 3 1 日までに設立予定の中小企業(設立から令和 8 年 4 月 1 日現在で 1 年未満の中小企業を含む)</p> <p>○要 件 令和 9 年 3 月 3 1 日までに事業経営を開始すること</p> <p><b>◆新商品開発支援事業費補助金</b></p> <p>○対象者 次のいずれかの条件に該当すること。</p> <p>① 能代市民</p> <p>② 能代市内に事業拠点を置く事業者(個人事業主を含む)または団体</p> <p>③ 市内において、令和 9 年 3 月 3 1 日までに設立予定の法人</p> <p>○要 件 令和 9 年 3 月 3 1 日までに商品化すること(最低限試作品を完成)</p> <p>※新商品…独自の発想と認められる商品もしくは地域資源を活用・工夫した商品で、他者の知的財産権を侵害しないもの。</p> <p><b>◆新規分野参入支援事業費補助金</b></p> <p>○対象者 市内で 1 年以上営業している事業者(個人事業主を含む)</p> <p>○要 件 令和 9 年 3 月 3 1 日までに新規分野の事業経営を開始すること</p> <p>※新規分野…現在営業中の業種と日本標準産業分類の中分類が異なる業種をいう。</p> <p><b>◆販路開拓支援事業費補助金</b></p> <p>○対象者 能代市内に事業拠点を置く事業者(個人事業主を含む)</p> <p>○要 件 令和 9 年 3 月 3 1 日までに展示会等への出展等の販路を開拓すること(展示会等は、販売が主目的ではなく、商談が見込めるものであること)</p>
<b>概 要</b>	<p>(1) 補助率 補助対象経費(裏面参照)の 4 分の 3(千円未満切捨て)</p> <p>(2) 上限額 1 0 0 万円</p>
<b>採 択 件 数</b>	数件程度
<b>募 集 期 間</b>	令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 8 年 5 月 8 日(金)まで
<b>応 募 方 法</b>	<p>次の書類を商工労働課に提出してください。</p> <p>① 事業概要書</p> <p>② 事業計画書</p> <p>③ 履歴書(個人のみ)、会社概要(事業所のみ)</p> <p>④ 住民票(個人のみ)</p> <p>⑤ 所得税確定申告書類等</p> <p>⑥ 市税等に滞納がないことの証明書</p> <p>⑦ 経費の見積書の写し ほか</p> <p>※①・②は能代市のホームページからダウンロードできます。</p>
<b>審 査 方 法</b>	<p>(1) 審査の内容</p> <p>① 書類審査</p> <p>② プレゼンテーション審査(5月下旬頃を予定)</p> <p>(2) 審査の基準</p> <p>事業の目的・実施体制、事業内容と市場性、事業の展開・実現可能性、売上・資金計画、補助金による支援の必要性等を主な基準として審査します。</p>

## 補助対象経費

経費区分	内 訳	補助金の種類			
		起業	新商品	新分野	販路
謝 金	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金	○	○	○	○
旅 費	アドバイスを受ける専門家を招聘するための旅費、職員の研修旅費等（実費弁償）	○	○	○	○
原 材 料 費	新商品の試作もしくは販売商品の作製に直接使用する主要原料、材料、資材等の購入に要する経費	—	○	—	—
機 械 器 具 費	設備、機械器具、什器備品、構築物等に要する経費	○	○	○	—
事 業 拠 点 費	事務所、工場等の家賃及び改修費	○	—	○	—
宣 伝 広 告 費	宣伝広告に要する経費（新聞、チラシ製作・配布等）	○	○	○	○
委 託 費	市場動向調査、ホームページの作成等を外部に委託する経費	○	○	○	○
人 材 育 成 費	研修費等	○	○	○	○
人 件 費	もっぱら補助対象事業に従事する者の人件費	○	○	○	○
会 議 事 務 費	事業実施のために必要な会議を開催する会場使用料、文献費、消耗品費等	○	○	○	○
会 場 費	展示会等の出展小間料、負担金、装飾費、機器等の賃借料等	—	—	—	○
搬 送 費	展示会等の搬送費	—	—	—	○
通 訳 ・ 翻 訳 料	展示会等での通訳、資料等の翻訳に要する経費	—	—	—	○
I T 活 用 費	ネットショップページの作成、インターネットの初期開設に要する経費、ネットショッピングモールシステム利用料、ネットショップ運営に伴う広告費等	—	—	—	○
そ の 他	上記以外で市長が特に必要と認める経費	○	○	○	○

※土地、建物等の不動産取得費は対象経費になりません。

【問い合わせ・提出先】 能代市環境産業部 商工労働課 商工労働係  
 〒016-8501 能代市上町1番3号 能代市役所 本庁舎2階  
 電話 0185-89-2186 FAX 0185-89-1775  
 E-Mail syokou@city.noshiro.lg.jp

市 HP

